

福島県立図書館『県民のくらし応援文庫』への寄贈のお願い



県立図書館キャラクター
「ごろすけ」

1. 『県民のくらし応援文庫』について

(1) 趣旨

東日本大震災後、当館では県民や地域が抱える課題の解決支援に取り組んでいくため、『県民のくらし応援文庫』を開設しました。この文庫は、県内の企業や団体、個人様からの御支援を募り、県民のくらしに役立つ図書の整備・充実を図ろうとするものです。

この趣旨に、是非御賛同いただきますようお願い申し上げます。

◆H28.9～R8.3に御寄贈いただいた記録◆

- ・寄贈団体数 延べ47企業・団体・個人
- ・寄贈図書数 7, 276冊（1, 370万円相当）

(2) 応援テーマ

[育児活動支援] [健康長寿支援] [まちづくり支援] [防災活動支援]の4つのうちいずれか又は複数を選んでいただきます。

(3) 寄贈図書の条件

以下の条件をすべて満たすものとします。

- ① 当館の資料収集方針及び当文庫のテーマに沿った図書で、当館の蔵書にないもの
- ② 現金での寄附ではなく、新品の図書現物による寄贈のもの

※当文庫への寄贈は、5万円相当額を一口とし、一口以上お願いします。

(4) 事前のご相談

御寄贈いただける場合は、事前に御相談ください。

当館から寄贈希望の図書リストの提示や、図書納入業者（ブックコーティングやラベル貼付などの図書装備も可能な業者）の御案内をさせていただきます。

なお、図書の発注から寄贈（納品）までには2ヶ月程度かかります。

2. 御寄贈者名等の記名、掲載等について

当文庫に御寄贈いただいた場合、御寄贈の企業・団体の名称や個人の氏名等について、下表のとおり寄贈図書への記名及び館内での掲示等をさせていただきます。

なお、いずれも御寄贈者が希望される場合に限りです。

お取扱い 一回当たり の寄附金額	御寄贈図書 への記名	掲示板への寄 贈プレート の掲示	ホームページ への掲載	感謝状の 贈呈	御寄贈者名を 冠したコーナ ーの特設 ※
5万円相当額以上 10万円相当額未満	○	○	○	—	—
10万円相当額以上 30万円相当額未満	○	○	○	○	—
30万円相当額以上	○	○	○	○	○

※「○○様寄贈コーナー」等と付した棚を約半年間、館内に設置します。

3. その他

(1) 図書汚破損時の対応について

寄贈された図書は蔵書として保存し、県民の利用に供させていただきますが、経年劣化や汚破損などにより利用に供することができなくなった場合は、やむを得ず処分することがありますので、御容赦ください。

(2) 税法上の優遇措置

図書寄贈のために新刊本を購入された場合、その領収証や当館からの寄贈図書受領の書面があれば、以下の税法上の優遇措置を受けられる場合があります。詳しくは、お近くの税務署に御確認ください。

法人からの御寄贈	寄贈した新刊本の購入費は、法人税法第37条に規定する寄付金に該当するものとして、損金算入の対象となります。
個人からの御寄贈	寄贈した新刊本の購入費は、所得税法第78条に規定する寄付金に該当するものとして、所得控除の対象となります。

＝問い合わせ先＝

企画管理部 024-535-3220

当館ホームページもご覧下さい <https://www.library.fcs.ed.jp/>



《福島県立図書館 ご利用案内》

【開館時間】

◆9:30～19:00（火～金） ◆9:30～17:30（土・日・祝日及び国民の休日）

【休館日】

- ◆月曜日（祝日及び国民の休日の場合は翌日）
- ◆館内整理日 毎月の第1木曜日（祝日及び国民の休日を除く）
- ◆年末年始（12/28～1/4）
- ◆図書特別整理期間（2月中旬～下旬の10日間） ◆その他臨時休館日

所在地：福島市森合字西養山1番地

電話：024-535-3220（代表）